

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

大野城市立御笠の森小学校

1 本校のいじめの問題に対する考え方

(1) 「いじめ」とは

子どもに対して、一定の人的関係にある他の子が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの。

(2) 本校のいじめに対する基本姿勢

- ① 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- ② 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ③ 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつ。

学校、及び学校の教職員は、保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図り、学校全体で、いじめの防止及び早期発見に取り組み、個別のいじめに適切かつ迅速に対処する責務を有する。

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 構成

校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主任、養護教諭、該当児童等の担任

外部関係機関の専門家（例：主任児童委員、民生委員、少年相談員、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー等）、学校運営協議会委員

(2) 役割

- 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談、通報の窓口
- いじめの疑いがある情報や子どもの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- 学校におけるいじめであるかどうかの判断
- 関係のある子どもの事実関係の聴取、指導、支援体制、対応方針の決定、保護者との連携等

(3) 開催 必要時に開催

（いじめ防止に関する情報交換は、月1回開催の生徒指導委員会で実施）

3 関係機関との連携

- いじめ問題対策連絡会議との連携（教育委員会）
- 大野城市教育サポートセンター（いじめ防止担当）との連携（教育委員会教育支援課）
- 大野城市こども家庭センターとの連携（旧大野城市こども健康課）
- 福岡児童相談所との連携
- 春日警察署との連携（スクールサポーター）

4 いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処の取組

(1) いじめの防止の取組

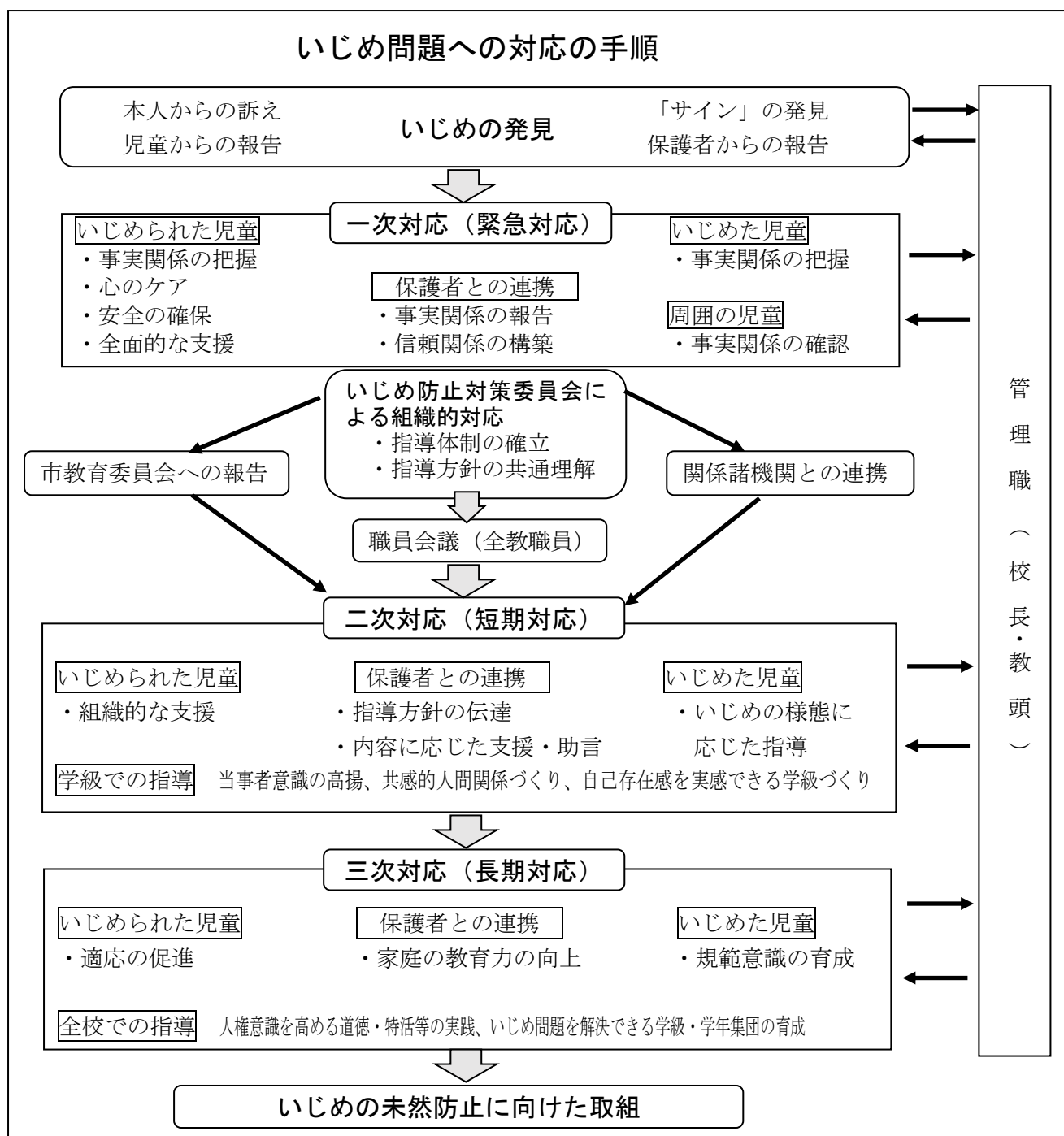
- ① すべての子どもに「いじめは決して許されないこと」を理解させる。
 - ・ 命の教育 ・ 人間関係、集団づくり ・ 規範意識
- ② 自己有用感や充実感、居場所を感じる学校をつくる。(学級経営の充実)
- ③ 大野城C V T学習を推進する。
 - ・ C・・・キャリア教育 ・ V・・・ボランティア教育 ・ T・・・トレジャー(ふるさと)学習
- ④ 道徳科のBの視点(主として人との関わりに関する事)、Cの視点(主として集団や社会との関わりに関する事)を重点化した道徳科学習指導を行う。
- ⑤ 互いのちがいを受容する教科等の学習の充実を図る。
 - ・ 生徒指導の機能(自己存在感・共感的人間関係・自己決定)を生かした授業の充実
 - ・ 人権教育の視点を入れた授業の充実

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 子どもの目からの早期発見の取組
 - 「学校生活アンケート」月1回の実施
 - 「無記名アンケート」学期1回の実施
- ② 教師の目からの早期発見の取組
 - 「いじめ・人間関係トラブル早期発見チェックリスト」月1回の実施
- ③ 保護者の目からの早期発見の取組
 - 「いじめ早期発見 家庭用チェックリスト」学期1回の実施
- ④ 教育相談週間の設定(「学校生活アンケート」をもとに)
- ⑤ 教育相談体制の整備・周知(養護教諭を中心とした相談窓口の設置・周知、子どもホットライン24等の相談窓口の周知)
- ⑥ 相談ポストの設置及び活用

(3) いじめの対処への取組

- ① いじめ防止対策委員会のいじめ事案発生時の緊急時の開催
- ② 事案発生時における、迅速かつ組織的な対応
 - (1次・2次・3次対応による支援と指導等) ※次ページ参照
 - いじめの事実確認
 - 教育委員会への報告
 - いじめを受けた子ども、その保護者に対する支援
 - いじめを行った子どもに対する指導、その保護者への助言
 - ・ 校長及び教員による懲戒
 - ・ 出席停止制度の適切な運用
 - 関係機関との連携 ※前ページ「3」参照
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携
- ③ 解消に向けての見守り
 - いじめ解消の判断については、いじめ認知から少なくとも3ヶ月間見守りを継続する。



5 重大事案が発生した時

（1）重大事案とは

- ① いじめにより、在籍する子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・子どもが自殺を図った場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ② いじめにより、在籍する子どもが、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（「相当な期間」は、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席している場合は、上記の目安にこだわらず、迅速に調査に着手する）
- ※ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 大野城市教育委員会との連携と調査

- ① 重大事態に係る学校が調査を行う場合の組織の設置と、事実関係の調査
 - 重大事態が発生した場合、ただちに市教育委員会に事態発生について報告する。
 - 速やかに「いじめ問題対策委員会」を招集し、大野城市教育サポートセンターと協力して調査を進める。
- ② 学校が調査を行った場合の、関係の子ども及び保護者への情報提供
 - 他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、個人情報に留意して情報提供する。
 - いたずらに、関係者の個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
 - 質問紙調査による調査の実施に当たっては、調査内容が、いじめられた子ども及びその保護者に提供させることがあることを、調査対象となる子どもやその保護者に事前に説明しておくようにする。
- ③ 重大事態の発生に伴う、市教育委員会を通じた市長への報告
 - いじめを受けた子ども及びその保護者に対する情報提供の結果を踏まえ、いじめを受けた子ども及びその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

6 インターネット上でのいじめへの対応（啓発活動の実施）

(1) 情報モラル教育の実施

ネット上でのいじめへの対応（3・4・5年生）

(2) 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

ネットによる誹謗中傷・いじめ防止について学習（5・6年生）

7 職員研修

(1) 学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る研修会の実施

教師自身の感受性や共感性、危機管理意識の向上

(2) 「いじめの早期発見、早期対応の手引」を活用した研修会の実施

「チェックリスト」「学校生活アンケート」「家庭用チェックリスト」の活用

(3) 専門家を招聘した研修会の実施

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等によるカウンセリングマインドの方法など

8 保護者・地域等への働きかけ

(1) 学年・学級懇談会における、いじめ問題に関する内容の取り上げ

子どもを取り巻く諸問題や子どものサインに気付く方法

(2) 「いじめ早期発見 家庭用チェックリスト」の学期1回の実施

参観・懇談及び学校だより等を通じての働きかけ

(3) 登下校時でのいじめを見逃さないための、保護者や地域の見守りにおける協力要請

見守りをしていただく方々との積極的な情報交換